# 指定管理者に応募される事業者様へ

指定管理者で荒尾市内に事務所・事業所を有し、収益事業(請負業等)を行っている場合には、株式会社・有限会社はもちろんのこと、公益法人・NPO 法人・人格なき社団等(同窓会や同業者団体など法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めのあるもの)も法人市民税の申告義務が生じます。 ただし、「実費弁償による事務処理の受託等の確認について」の証明を税務署から受けている場合は、認定されている期間は申告対象となりません。 指定管理者となり、新規に荒尾市に申告される場合は、まず設立・設置申告書の提出が必要です(荒尾市ホームページから印刷可能)。また、それぞれの

事業年度にあわせて、下の税率表に基づいて申告してください。申告が遅れた場合は、延滞金が課されることがありますのでご注意下さい。

## 荒尾市法人市民税税率表

#### 【 法人税割 】

### 8.4%

※申告書の資本金額・従業員数の 欄も必ず記入してください。

※分割法人の場合は必ず分割明 細も添付してください。

※法人税割は令和元年10月1 日以後に開始する事業年度から 8.4%に引き下げられています。

#### 【 法人均等割 】

法人等の区分		税率(円)
資本金等の金額が1千万円以下の法人	従業員数 50 人以下	60,000
	″ 50 人超	144,000
資本金等の金額が1千万円を超え	従業員数 50 人以下	156,000
〃 1億円以下の法人	〃 50 人超	180,000
資本金等の金額が1億円を超え	従業員数 50 人以下	192,000
〃 10億円以下の法人	″ 50 人超	480,000
資本金等の金額が10億円を超え	従業員数 50 人以下	492,000
〃 50億円以下の法人	″ 50 人超	2,100,000
資本金等の金額が50億円を超える法人	従業員数 50 人以下	492,000
	〃 50 人超	3,600,000

- ※ この他、法人税(税務署)、法人県民税・事業を行うものにかかる事業所税(県税事務所)、償却資産にかかる固定資産税(荒尾市役所税務課)の申告義 務も生じてきます。
- ※ 「実費弁償による事務処理の受託等の確認について」に関する問い合わせは玉名税務署(100968-72-2125)にお願いします。